件 名	愛媛県母子福祉センター管理条例
主 管 課	子育て支援課
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法

【条例の概要】

母子福祉センターへの指定管理者制度の導入に伴い、業務の範囲、管理の基準等について定める。

1 センターの業務

- (1) 母子家庭の生活その他各種相談に関すること。
- (2) 母子家庭の生業指導に関すること。
- (3) 母子家庭の母及び児童の就業に必要な知識技能の習得に関すること。
- (4) 雇用情報の収集、提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。
- (5) 母子家庭の母がセンターを利用する間の児童の保育に関すること。
- (6) その他母子寡婦福祉事業に関すること。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 1に掲げるセンターの業務の実施に関すること。
- (2) センターの利用の許可に関すること。
- (3) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務
- 3 利用時間 午前9時から午後5時まで 指定管理者は、知事の承認を得て利用時間を変更することができる。
- 4 休 館 日 日曜日、土曜日及び祝日並びに1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで 指定管理者は特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に利用させ ることができる。

指定管理者は、知事の承認を得て休館日を変更することができる。

5 利用の許可 センターの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可が必要 条例違反者等については、利用の許可の取消し等を行う。

施 行 日 平成18年4月1日

【その他参考事項】

- 1 管理経費 16,114千円(平成17年度当初予算額)
- 2 利用状況 相談件数 235件 就業支援講習会 72 名終了(平成 16 年度実績)
- 3 施設の種類 母子福祉施設(母子及び寡婦福祉法第39条第2項に基づく)
- 4 平成 17年度の管理受託者 (財)愛媛県母子寡婦福祉連合会